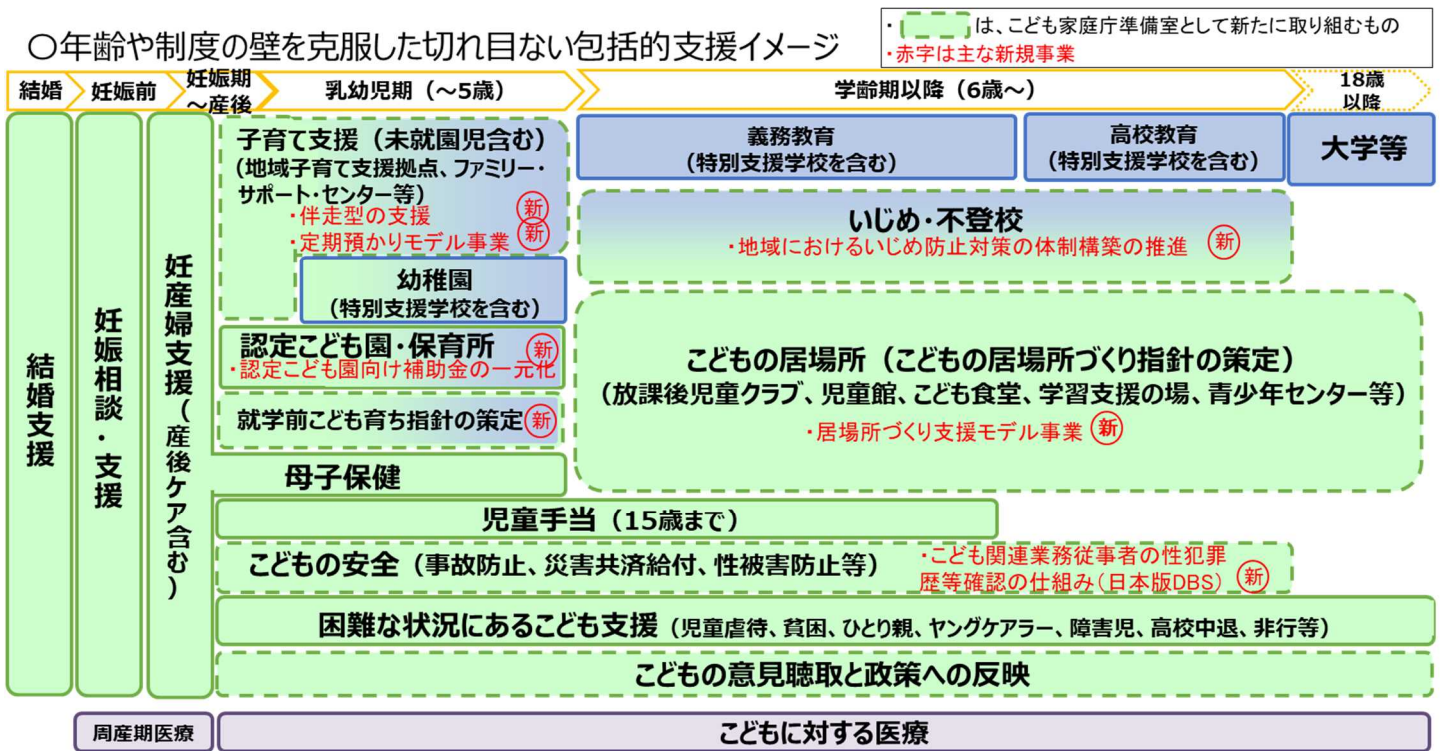


こども家庭庁の創設およびこども基本法の制定に伴う対応について

1 こども家庭庁について

- 令和3年12月21日に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、「常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据える『こどもまんなか社会』を実現し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押し」するための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設することが示されました。
- これを受け、こども家庭庁の設置と任務・所掌事務を定めるとともに、所掌事務の能率的な遂行のために必要な組織を定めることを目的として、「こども家庭庁設置法」が成立しました。
- こども家庭庁は、内閣府の外局として設置され、令和5年4月1日に発足します。
- 複数部署に分かれていた機能が概ねひとつの部署へ集約化され、内閣府・厚労省・文科省の組織間でこぼれ落ちていた子どもに関する施策を普くカバーすることとしています。
- こども家庭庁の創設により、年齢や制度の壁を克服した切れ目のない包括的支援を実現します。また、就学前の育ちの格差是正に取り組みます。
- 一方、文科省所管の「幼稚園」と厚労省所管の「保育所」の「幼保一元化」が見送られています。



2 こども基本法について

- こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策を総合的に推進することを目的として、令和4年6月15日に成立し、令和5年4月1日に施行されます。

- こども基本法は、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法。
- 同法においては、以下のとおり、地方公共団体の責務や、地方公共団体に対する義務の定めがある

【第5条】 地方公共団体の責務

- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する

【第10条】 都道府県こども計画、市町村こども計画の策定（努力義務）

- 都道府県は国のこども大綱を勘案し、また、市町村は国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案し、それぞれ、こども計画を定めるよう努めるものとする（こども計画の策定・変更時は遅滞なく公表すること）
- 各計画は、既存の各法令（※）に基づく都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することが可能
※ 子ども・若者育成支援推進法第9条、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条等

【第11条】 こども等の意見の反映

- 地方公共団体（※）は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、**こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置**（例：こどもや若者を対象としたパブリックコメント、審議会・懇談会等の委員等へのこどもや若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取等）**を講ずるものとする**
- ※ 「地方公共団体」とは、地方自治法に基づく普通地方公共団体及び特別地方公共団体を指し、議会や執行機関のほか、法律の定めるところにより置かれる委員会（例：教育委員会）や、法律又は条例の定めるところにより置かれる附属機関が含まれると解される
- **具体的な措置、意見聴取の頻度等は、個々の施策の目的等に応じて様々であり、地方公共団体の長等は、当該施策の目的等を踏まえ、こどもの年齢や発達の段階、実現可能性等を考慮しつつ、こどもの最善の利益を実現する観点から、施策への反映について判断**
- 聴取した意見が**施策に反映されたかどうかについて、こどもにフィードバック**することや広く社会に発信していくことが望ましい

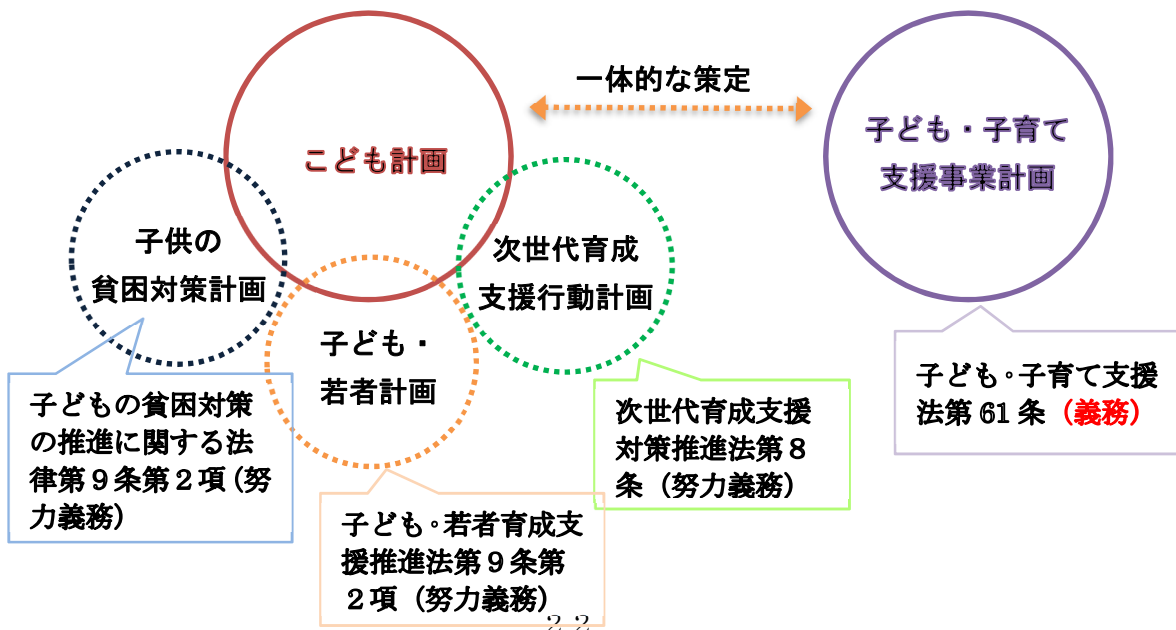
【第13条、第14条】 関係機関・団体等の有機的な連携の確保（努力義務）

- 地方公共団体は、こども施策の適正かつ円滑な実施のため、こどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努め、また、連携の確保に資するための情報通信技術の活用などを講ずるよう努めるものとする

○政府は、こども施策を総合的に推進するため、「こども大綱」を定めなければならないこととなります（法第9条）。「少子化対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」がこども大綱に一元化されます。策定期間は令和5年秋頃となります。

○「こども大綱」を勘案して、市こども計画を定めるよう努めるものとされています（法第10条）。市こども計画は、子ども・若者計画、子供の貧困対策計画、次世代育成支援行動計画を一体的に策定することができるものとされています。さらに、子ども・子育て支援事業計画との一体策定も可能とされています。

こども施策に関する主な市町村計画（イメージ）



3 「米原市こども計画」について

- 「第2期米原市子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第61条に基づく計画として策定しています。また、本計画は、「米原市次世代育成支援行動計画」および「米原市幼保一元化推進プラン」を引き継ぐ側面を併せ持つ計画です。
- 米原市では、「子供の貧困対策計画」、「子ども・若者計画」は策定していません。
- 現行の「第2期米原市子ども・子育て支援事業計画」は、令和2年度から令和6年度までを計画年度としていることから、令和7年度以降の後継計画を令和5年度、令和6年度の2か年で策定することとなります。
- 上記2のとおり、「こども計画」は「子ども・子育て支援事業計画」との一体策定も可能であることから、米原市は、令和7年度からの後継計画を「米原市こども計画」として策定します。「米原市こども計画」は、「第3期米原市子ども・子育て支援事業計画」に加えて、「米原市子供の貧困対策計画」、「米原市子ども・若者計画」を併せ持つ計画となります。
- 「市こども計画」を策定するに当たっては、こども施策の対象となるこども等の意見を反映させるための調査等を実施する必要があります（法第11条）。アンケートやパブリックコメント、委員へのこどもや若者の参画、SNSを活用した意見聴取等の手法について検討します。

「米原市こども計画」(イメージ)

